

新規取得設備の固定資産税がゼロ～ 1/2 に軽減

※市区町村が条例で定める税率（ゼロ～ 1/2）が適用されます

適用期限

2023年3月31日まで取得したもの

①対象

「導入促進基本計画」の同意を受けた市区町村において、新たに設備を導入する中小企業
※中小企業等経営強化法第2条第1項に規定する中小企業が対象。但し、固定資産税の特例を利用できるのは、
資産1億円以下の法人等（大企業の子会社を除く）に限ります。

年平均3%以上の労働生産性を見込む「導入促進基本計画」の認定を受けた設備投資

②対象設備

- (1) 生産性向上に資する指標が旧モデル比で年平均1%以上向上する設備
- (2) 商品の生産・販売活動等に直接使用する設備
- (3) 中古資産でない

種類	金額要件（1台あたり）	販売開始時期
機械装置	160万円以上	10年以内
測定工具及び検査工具	30万円以上	5年以内
器具備品	30万円以上	6年以内
建物附属設備	60万円以上	14年以内

③弊社対象機械

卓上真空キャツパー MTC-700V

卓上真空キャツパー MTC-1000V

連続真空キャツパー MJC-1300V

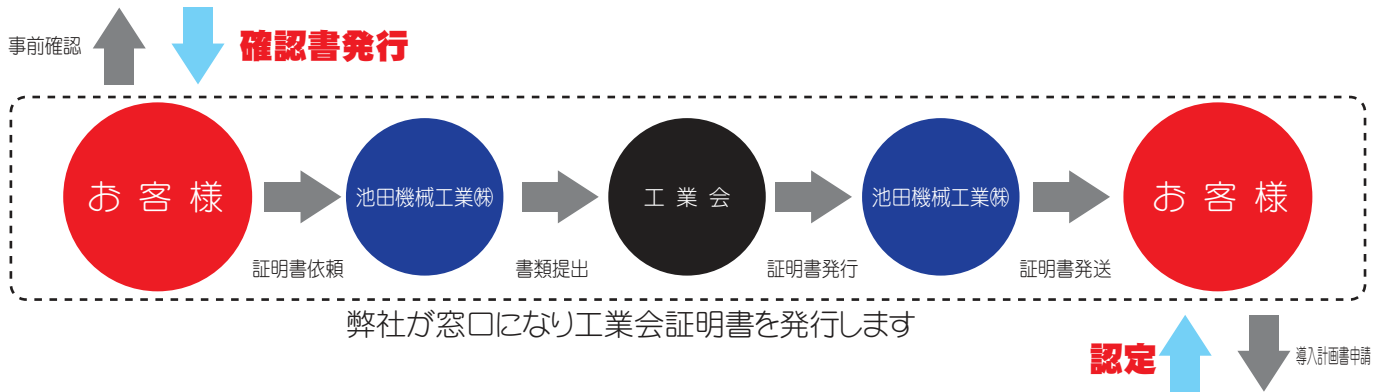
連続キャツパー MJC-1800

果実搾り機 MKSS-1

果実搾り機 MKS-1

④お手続き

認定経営革新等支援機関



市区町村 先端設備等導入計画担当課

お問い合わせ先

詳しくは中小企業庁のホームページをご覧ください。

<https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/seisensei/index.html>

<先端設備等導入計画について>

先端設備等の導入先の市町村先端設備等導入計画担当課

<税制について>

中小企業税制サポートセンター

電話：03-6281-9821（9:30～12:00、13:00～17:00）

<制度について>

中小企業庁 技術・経営革新課（イノベーション課）

電話：03-3501-1816